

■指導経過記録票（受付番号○、○及び○）

対象箇所	不開示部分	不開示理由
全ての日時の指導経過記録欄	【相談主訴】欄	児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがあり、個人情報保護法第78条第1項第7号により不開示（以下「7号不開示」という。）
令和 ○.○.○ ○:○の指導経過記録欄	【詳細】欄の一部	7号不開示
指導経過記録票の一部	【面接調査日時】欄 【担当者】欄 【面接調査区分】欄 【面接調査人数】欄 【要旨】欄 【詳細】欄	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、個人情報保護法第78条第1項第2号により不開示 7号不開示

■家事審判申立書

対象箇所	不開示部分	不開示理由
審判申立書、資料説明書、証拠資料、の一部	印影	開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護法第78条第1項第5号により不開示
	裁判官署名	自筆署名は、特徴ある筆跡によって特定の個人を識別することができる情報であり、模倣して悪用されることにより、偽造等による犯罪の実行が容易になり得ることから、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護法第78条第1項第5号により不開示